

(Q8) 農家がクローン技術により同じ遺伝子しか持たないクローン牛群を飼うのは、そのクローン牛に対して強い病原性を持つ病気が流行したときに、一般的の牛を飼うより被害が大きくなるのではないか（遺伝的画一性の問題はないのですか）。

- 1 遺伝的画一性の問題が生じた著名な例には、韓国でのトンイル（統一；インディカ系統の多収米の品種）による不作の被害があります（これは、多収性であるがイモチ病に弱いトンイルが韓国内で盛んに作付けされたため、イモチ病の発生により壊滅的な打撃を受けたというもの）。
- 2 これは遺伝的画一性が所期の目的に反し、生産の不安定をもたらした例ですが、このことは、技術自体の問題というよりも、技術の使用法あるいは経営の問題として考えるべきです。
- 3 具体的には、クローン牛を供給する側が1種類のクローン牛に偏ることのないように配慮したり、それを受け入れる農家においてもクローン牛を飼養するときに、1種類のクローン牛に偏らないように数種類のクローン牛からなる牛群を造成するといったように、リスクの分散に対する配慮が必要になると考えられます。

(Q9) クローン技術に対して倫理上の問題はないのですか。

- 1 クローン技術については、1997年2月の英国における体細胞クローン羊の誕生報告（誕生は1996年7月）以来、ヒトに応用された場合の倫理上の問題等に関し、各国で議論されるようになり、世界的に見て、クローン技術のヒトへの適用は禁止される方向にあります。
- 2 我が国でも、内閣総理大臣の諮問機関である科学技術会議において今後の研究の進め方等について議論され、1997（平成9）年8月に、「ライフサイエンスに関する研究開発基本計画」において、ヒトのクローン個体の作製は実施すべきではないが、動物のクローン個体の作製は、畜産、科学的研究、希少種の保護等において、大きな意義を有する一方で人間の倫理の問題等に直接触れるものではないことから、情報公開を進めつつ適宜推進するという基本的な方針が出されました。
農林水産省としてもこの方針に基づき、適宜、プレスリリース、インターネット等で研究についての情報を公開しながら、家畜クローンの研究を行っているところです。
- 1 なお、科学技術会議では、「人に関連する生命倫理に係わる科学技術のあり方」に関し審議するため、生命倫理委員会を設置して検討を進め、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（法律第146号 平成12年12月6日）により、クローン技術のヒトへの応用について、一定の方向が示されています。